**【豊中市重度障害者等就労支援特別事業のご案内】**

**豊中市重度障害者等就労支援特別事業とは**

重度の障害がある方に対する就労支援として、福祉施策と雇用施策が連携し、通勤支援

　　　や職場等における支援を行います。

**１、この事業を利用できる方**

次のいずれにも当てはまる方

・本市により重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれかの支給決定を受けている

・民間企業で雇用されている方（※）、又は自営業の方で、通勤や職場における支援が必要

・1週間の所定労働時間が10時間以上（今後10時間以上になることが見込まれる方も含む）

※　就労継続支援A型の利用者及び、国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議会議員等の

　　公務部門で雇用される方、その他これに準ずる方を除く。

**２、サービス内容**

**【民間企業にお勤めの場合】**

民間企業が重度障害者等を雇用するにあたり、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）の「障害者雇用納付金制度に基づく助成金」を活用して、職場介助者や通勤援助者を委嘱しても、更に支援を必要とする場合に、障害福祉サービス（重度訪問介護、同行援護、行動援護）と同等の支援を行います。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 助成金を活用 | **本事業で支援** |
| 通勤の支援 | 各年度3か月まで | 各年度4か月目以降 |
| 職場等における業務の支援（※１） | 〇 | （原則、助成金で対応） |
| 職場等における身体の介護（※2） | × | 〇 |

※１　業務の支援…文書の朗読・作成、PC機器操作・入力作業、業務上外出の付き添い等

※２　身体の介護…喀痰吸引、姿勢の調整、安全確保のための見守り等

**【自営業の場合】**

自営業者として働く場合、助成金の対象にならないため、本事業単独で支援を行います。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 助成金を活用 | **本事業で支援** |
| 通勤の支援 |  | 〇 |
| 職場等における業務の支援（※１） |  | 〇 |
| 職場等における身体の介護（※2） |  | 〇 |

**３、サービス提供事業者**

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス（重度訪問介護、同行援護、行動援護）の指定を受けている事業者。

**４、利用者負担**

　サービス提供費（重度訪問介護、同行援護、行動援護の報酬額と同様）の１割。

　ただし、利用者本人と配偶者の所得に応じて下記の月額が上限となります。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 負担上限月額 |
| 生活保護受給者 | 0円 |
| 市民税非課税世帯 |
| 市民税課税世帯 | 4,000円 |

**５、利用の流れ**

**利用される方によって、手続きの流れが異なりますので、利用をご希望の場合まずは障害**

**福祉課にご相談ください。**

①利用者は、豊中市（障害福祉課又は障害福祉センターひまわり）へ以下の書類を提出します。

・豊中市重度障害者等就労支援特別事業給付費支給申請書（様式第1号）

・支援計画書（様式第2号）＊企業やサービス提供事業所等と作成したもの

・（自営業者の方）自営業を営んでいることが確認できるもの

・（民間企業にお勤めの方）民間企業に雇用されていることが確認できるもの

②市は、申請書類の確認及び本人状況などの聞き取りを行い、支給対象者であるかを確認します。

③対象者であれば、民間企業よりJEEDに支援計画書が提出され、JEEDにおいて内容の確認が行われます。

④支援計画書の確定後、市は支給決定を行い、利用者に「豊中市重度障害者等就労支援特別事業給付費支給決定等通知書」（様式第３号）を送付します。

⑤利用者は、④の「決定等通知書」（様式第３号）を事業者へ提示し、事業者とのサービス利用契約を締結します。

⑥事業者は④の「決定等通知書」内の他の事業者と提供時間を調整し、支給量の範囲内でサービス提供を行います。

**【お問合せ先】**

障害福祉課相談支援係　　　　　　　　　　　　　　　　　　　TEL　06-6858-2224

障害福祉課相談支援擁護係　（障害福祉センターひまわり内）　TEL　06-6863-7061